

# よくあるお問い合わせ

## 補助金額に関すること

Q. 本補助金について、川崎市で予算の上限は設けていますか？

A. 補助金の交付は、予算（300万円）の範囲内で決定します。そのため、必ず補助金の対象になるとは限りません。

Q. 設置工事費及び配送費は、補助の対象となりますか？

A. 補助の対象とはなりません。

Q. 値引き、クーポン、ポイントなどを使用した場合、値引き前か値引き後、どちらの金額が購入金額となりますか？

A. 値引き後の金額が購入金額となります。領収書に記載されている金額（消費税相当額除く）からの助成になります。なお、他の商品と一緒に購入した上で値引きがあった場合は、値引き額の全額が簡易型止水板の購入代金に適用となりますので、ご注意ください。

（例）簡易型止水板80,000円+その他商品10,000円-値引き5,000円=85,000円（消費税相当額除く）

⇒簡易型止水板の購入金額は、80,000円-5,000円=75,000円

⇒申請書に記入する購入費「75,000円」です。

⇒購入費用「75,000円」の2分の1に相当する額=37,500円

⇒補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額が対象額となります。

⇒補助金額は37,000円となります。

## 手続き全般に関すること

Q. 申請の事務手続きを第三者に委任することは可能ですか？

A. 可能です。ただしその場合、交付申請書に委任に関する事項を記載する必要があります。

Q. 申請書や書類の不備があった場合、どうなりますか？

A. 不備があった場合には、必要に応じて本市からご連絡をします。ただし、申請書等が整った時点で審査を開始しますので、その間に予算額に達した場合は受理できない場合があります。

Q. 本補助制度が始まる前に購入した簡易型止水板について、補助の対象となりますか？

A. 補助の対象にはなりません。本補助制度の対象になる簡易型止水板は、本市から補助金交付決定通知書が届いて以降に購入したものに限ります。